

# 「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」

## 登録申請案内

埼玉県総務部管財課 令和5年11月

埼玉県では、令和6年度に県有施設に設置する飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の自動販売機設置業者（以下「設置業者」）を選定するため、令和5年12月以降、設置機関ごとに公募を行う予定です。

令和6年度設置分の設置業者公募に参加するには、下記に基づき「令和5・6年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」又は「令和6・7年度埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録名簿」に登録されている必要があります。

### 記

#### （設置業者登録名簿制度）

- 1 設置業者登録名簿制度とは、設置業者を公募により決定するに当たり、公募の参加資格要件を事前に審査し、当該要件を満たす者を登録名簿に登録することにより、公募申請時の参加資格審査を省略し、手続の円滑化を図るものです。

#### （名簿への登録）

- 2 平成27年度設置分から、設置業者登録名簿は2年間有効としましたので、今年度作成する名簿は令和6・7年度設置用の設置業者登録名簿です。

令和5・6年度設置用の名簿に登載されている場合は、令和6・7年度設置用の名簿への登録手続は不要です。

#### （申請の資格要件）

- 3 当該設置業者登録名簿の申請は、次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。
  - (1) 法人にあつては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては埼玉県内で事業を営んでいること。
  - (2) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
  - (3) 国、地方公共団体又はその他法人との種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、令和3年度以降2回（2か所）以上全て誠実に履行していること。
  - (4) 県税を滞納していないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日）第32条第1項各号に掲げるものでないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

**（提出書類）**

4 設置業者登録名簿の申請には、次の書類を県に提出してください。

**（1）必要提出書類**

令和3年度から、各提出書類への押印は廃止となっております。

	提出書類	法人	個人
①	飲料水等自動販売機設置業者登録名簿登載申請書（様式第1号）	○	○
②	身分証明書（市町村発行のもの）	-	○
③	誓約書（様式第2号）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	-
⑤	令和4年分所得税の確定申告書の写し	-	○
⑥	<p>埼玉県の県税の納税証明書</p> <p><u>【県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することについて、①により申請者が同意する場合は、原則として納税証明書の提出は不要です。】</u>（注3、4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合…法人県民税及び法人事業税（「現在において、法人県民税及び法人事業税の滞納額がないこと。」の記載があるもの。）</li> <li>・個人の場合…個人事業税及び個人県民税（個人事業税については、「現在において、個人事業税の滞納額がないこと。」の記載があるもの。）</li> </ul>	○	○
⑦	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）及び実績・提案内容の事実を確認できる書類	○	○

（注1）②、④、⑥については、発行後3か月以内の原本とします。

（注2）提出書類は返却しません。

(注3) 納付後間もないなど、納税状況がシステムで確認できないときは、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。

(注4) 県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への確定申告期限を迎えていない場合は、「県税に関する証明書」の提出が必要となります。

(2) 委任状の提出（必要な場合のみ）

設置業者登録名簿に登載された後の埼玉県への公募申請、埼玉県との契約、代金の支払い等の権限の一切を支店・事務所等に委任する場合にのみ、委任状を提出してください（様式第4号）。

契約締結等の事務に関することを担当者に行わせる場合、委任状は不要です。

(提出方法)

5 6の受付期間内に、提出に必要な書類を7の提出先に郵便により提出してください。宅配便、電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

封筒に「自動販売機事前登録申請書在中」と朱書きし、必ず書留郵便で送付してください。

書類に不備又は不足があった場合は、再度、郵便で提出していただきます。なるべくお早めに提出をお願いいたします。

(受付期間)

6 申請受付期間は、令和5年11月10日（金）から11月24日（金）までです。受付期間最終日の消印有効です。

(提出先)

7 申請書類の郵送先は、次のとおりです。

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県総務部管財課 財産管理担当

(資格審査)

8 県は、4(1)の提出書類①～⑥により、申請者の資格審査を行い、当該要件を満たす場合、速やかに登録名簿に設置業者名等を登載します。

(登録の通知)

9 名簿登載した場合には、県は、申請受付終了からおおむね14日以内に、「自動販

売機設置業者登録書」を申請者に交付します。

また、登載しない場合には、その旨を文書により通知します。

#### (資料等の請求)

- 1 0 資格審査について、不明な点及び疑義が生じた場合は、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることがあります。

#### (総合的評価の内容審査)

- 1 1 県では、令和6年度設置分の設置業者を公募により選定するに当たり、「内容点(社会貢献度など)」と「価格点(提案年間賃貸借料)」の総得点により決定する「総合的評価」方式を実施します。

この際の、内容点に係る審査の一部(社会貢献度)については、4(1)の必要提出書類⑦の「自動販売機設置に係る提案書(様式第3号)」により、各設置施設が行う公募に先行して審査を行います。審査により決定した「社会貢献度」の得点は、2年間有効となります。

なお、過去に社会貢献点として評価された主な事例は、次のとおりです。

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ・県防犯のまちづくりに関する協定書締結  | ・彩の国ロードサポートへの協力 |
| ・県と災害時における飲料提供に関する覚書 | ・県ロードレポーター協定締結  |
| ・県地域防災サポート企業/事業所に登録  | ・県森林づくり協定締結     |
| ・県公営住宅見守りサポーター登録     | ・県子育て応援宣言企業登録   |
| ・県シラコバト長寿社会福祉基金への寄附  | ・彩の国みどりの基金への寄附  |
| ・さいたま緑のトラスト基金への寄附    | ・県文化振興基金への寄附    |
| ・県農産物サポート店に登録        |                 |

#### <評価対象外となった主な事例>

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ・対象期間外に実施した寄附  | ・自主事業と認められる広告看板設置        |
| ・書類により確認できない登録 | ・全県を対象としない特定地区に関する協定締結など |

#### (募集要項による申請時)

- 1 2 具体的公募方法については、別途、各設置機関が公表する「募集要項」によるものとします。公募申請時には、「自動販売機設置業者登録書(写)」を提出してください。

**(注意事項)**

1 3 申請に当たっては、次の事項に十分留意してください。

- (1) 資格審査終了後、その内容に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- (2) 本申請書及びその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載した場合は、公募参加資格を取り消すことがあります。

お問い合わせ先

埼玉県総務部管財課 財産管理担当 (山口)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話 : 048-830-2584 (直通)

メール : a2580-06@pref.saitama.lg.jp